

## 国立研究開発法人土木研究所実習生受入れ要領

平成18年6月9日  
達第13号  
平成27年4月1日  
達第65号  
改正令和5年3月27日  
達第44号

### (趣旨)

第1条 この要領は、国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）の研究業務等を体験させ、実習生を受け入れる場合において、その適正かつ円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものである。ただし、他の規程に定めのある受入れは含まないものとする。

### (実習生の定義)

第2条 受入れの対象とする「実習生」は、次の各号のとおりとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校（研究所が同等と認める機関を含む）（以下「大学等」という。）が定めるカリキュラム等に基づき夏季休業期間中に実施する校外実習のために受け入れる者（以下「夏期実習生」という。）
- 二 大学等が定めるカリキュラム等に基づき、単位取得のために必要な訓練のために受け入れる者（以下「実務訓練生」という。）
- 三 その他、大学等との覚書により受け入れる者（以下「インターンシップ生」という。）

### (期間)

第3条 実習生の受入れ期間は、次の各号のとおりとする。

- 一 夏期実習生毎年7月から9月までの間の1週間以上の期間。
- 二 実務訓練生2会計年度にまたがらない期間。ただし、6ヶ月を限度とする。
- 三 インターンシップ生大学等との覚書に規定した期間の範囲内とする。

### (実習生の資格要件)

第4条 実習生は、大学等が意欲、成績、人物、素行等に優れ、服務規律等を遵守することが確実であるとして推薦した者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習生となることはできない。

- 一 正当な事由なくして大学等を休学している者
- 二 過去に研究所において、実習生又は他の規程による受入れを行った者

### (夏期実習生の募集)

第5条 研究所は夏期実習生の受入れについてインターネット等を通じて募集を行う。

### (受入れの申請、決定)

第6条 実習生の受入れの申請及び決定については、次の手続きを行う。

- 一 実習生として受入れを希望する者は、大学等の実習担当部局に申し出るものとする。
- 二 大学等の実習担当者は、実習に参加させるものとして推薦する実習生をとりまとめ、様式1及び様式2により、夏期実習生の申請については前条の募集による期限までに、実務訓練生、インターンシップ生については実習を開始しようとする1ヶ月前までに研究所に申請する。
- 三 研究所は受け入れる実習生を選考、決定し大学等に様式3-1又は様式3-2により通知する。
- 四 実習生の受入れにあたっては、研究所と大学等の間で、様式4により実習に関する遵守事項等を記載した覚書を締結するものとする。
- 五 実習生は、実習開始前に服務規律の遵守に関する誓約を様式5によりしなければならない。

### (実習の実施方法等)

第7条 実習の実施方法は、次のとおりとする。

- 一 実習の内容は、国土交通行政上及び研究所として漏洩すると重大な影響を与える情報等秘匿性の高い情報（以下「秘密情報」という。）を扱うものとなってはならない。
- 二 実習生個人毎に指導員を置き、実習生の指導及び助言に当たらせる。
- 三 指導員は、実習生に対する実習計画書（様式6）を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。

四 実習生は、指導員の助言のもとに当該指導員の補助的な業務に従事することとする。

五 実習生は、実習期間終了後速やかに、実習内容に関する報告書（1,000字程度）を作成し、研究所に提出することとする。

六 指導員は、実習期間終了後、実習生受入結果報告（様式7）を作成し、企画部長に提出するものとする。

七 研究所は、大学等から要請があった場合は、大学等に対して実習の結果等を報告することができる。  
（服務等）

第8条 実習生の服務は、以下のとおりとする。

一 原則として研究所の職員の服務に準ずるものとする。

二 実習期間中の欠務は、正当な事由がある場合を除きこれを認めないものとする。やむを得ず欠務する場合には事前に指導員に申し出るものとする。

（受入れの取り消し又は中止）

第9条 研究所は、受入れの承認後又は実習期間中において、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の取り消し又は中止ができるものとする。

一 申請の内容が事実と著しく異なるとき。

二 覚書を遵守しないとき。

三 実習生が、実習期間中において不正な行為を行ったとき、又は研究所の信用を著しく傷つける行為を行ったとき。

四 実習生を受け入れる又は実習を継続することにより、研究所の他の業務に支障が生じたとき、又は天災その他のやむを得ない理由が生じたため実習の継続が困難になったとき。

五 正当な理由がなく欠務したとき、又は正当な理由がある場合でも欠務が長期間に及び、十分な指導が行えないと判断されたとき。

2 前項の規定により、承認の取り消し又は受入れを中止する場合、研究所は大学等に対し、速やかに通知するものとする。

（実習にかかる費用負担）

第10条 実習生の実習のために要する費用の一切は、実習生本人又は大学等の負担とする。ただし、実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品については、研究所において準備し、実習生に貸与する。

（実習中の事故等に伴う災害補償）

第11条 実習中の事故に伴う災害補償については、次のとおりとする。

一 実習中の災害及び通勤による災害の補償は、実習生本人又は大学等が負担するものとする。

二 実習期間中において、実習生が故意又は過失等により、研究所又は第三者に与えた損害については、実習生本人又は大学等に賠償の責を負わせるものとする。

三 大学等は、実習生に学生教育研究災害傷害保険及びインターンシップ等賠償責任保険等（以下「保険」という。）に加入させなければならない。

2 前項に基づく災害の補償に関する必要な手続きは実習生本人又は大学等が行うものとする。

（成果等の取扱い）

第12条 実習生及び大学等は、実習の成果及び研究所で得られた情報（公表されているものを除く）を研究所及び当該大学等以外の者に公表しようとするときは、あらかじめ、研究所の同意を得るものとする。

2 研究所は実習中に得た発明について特許出願をしようとするときは、実習生と共同して行うものとする。ただし、同意を得た場合は、この限りでない。

3 前項に規定する特許出願について、当該特許出願に係る特許を受ける権利の持分を定めた共同出願契約を締結するものとする。

4 第2項及び前項の規定は、実用新案登録出願及び意匠登録出願について準用する。

（事務処理）

第13条 本実習に係る事務は、企画部研究企画課が行うものとする。

（運用方針）

第14条 この要領を実施するため必要があるときは、運用方針を定めることができる。

（その他）

第15条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項については、研究所、大学等、実習生及びその他の関係者が協議して決定するものとする。

(施行期日)

第1条 この要領は、平成18年6月9日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領は、当分の間、寒地土木研究所には適用しないこととする。

附則(平成27年4月1日達第65号)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領は、当分の間、寒地土木研究所には適用しないこととする。

附則(令和5年3月27日達第44号)

(施行期日)

第1条 この要領は、令和5年3月27日から施行する。

(経過措置)

第2条 この要領は、当分の間、寒地土木研究所には適用しないこととする。